

科学研究費補助金取扱規程

(目的)

第 1 条 柴田学園大学及び柴田学園大学短期大学部（以下「本学」という。）における科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）、独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成 15 年規程第 17 号）及び文部科学省・日本学術振興会研究者・機関使用ルールその他法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(管理)

第 2 条 補助金の交付を受けた研究代表者及び研究分担者（以下「研究者」という。）は、その管理を学長に委任する。

2 補助金の収支管理については、事務局が行う。

(諸手続)

第 3 条 補助金に係る諸手続きは、研究者に代わり事務局が行う。

(直接経費)

第 4 条 補助金を支出するときは、柴田学園経理規程（以下「経理規程」という。）を準用し、支出証拠書類を事務局に提出し、事務長の決裁を受ける。

(納品検査)

第 5 条 補助金で購入した物品の納品検査は、経理規程及び補助金事務処理説明書に則って行う。

(現物寄付)

第 6 条 補助金で購入した物品のうち備品又は図書（以下「備品等」という。）と判定されたものは、本学に現物寄付しなければならない。

2 研究者が当該研究を継続し、かつ他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、当該研究に係る備品等を研究者に返還する。

(間接経費)

第 7 条 研究者が交付を受けた間接経費は、本学に譲渡しなければならない。これに関する事務は本学が行う。

(内部監査)

第 8 条 無作為に抽出した研究者の補助金の使用について内部監査を実施する。

2 内部監査に関する事務は法人本部事務局が行う。

(その他)

第 9 条 本学で管理する他の補助金等についてもこの規程を準用する。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会で行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する（校名変更）。